

豪雪地帯対策基本計画の見直しについて

平成24年6月19日(火)

国土交通省 国土政策局

今回の主な見直し事項(案)

- ・平成24年豪雪地帯対策特別措置法の改正に対応した見直し
- ・平成22年度、23年度の大雪における課題、対応を踏まえた見直し

【主な見直し事項(案)】

○除排雪の体制の整備

- ・平成22、23年度大雪の課題
- ・【法改正】豪雪法第十三条の三
- ・(衆)災対特委決議
- ・(参)災対特委附帯決議

○空き家に係る除排雪等の管理の確保

- ・平成22、23年度大雪の課題
- ・【法改正】豪雪法第十三条の四
- ・(参)災対特委附帯決議

○雪冷熱エネルギーの活用促進

- ・【法改正】豪雪法第十三条の七

○冬期道路交通の確保

- ・平成22、23年度大雪の課題

見直し事項(案)の現行豪雪地帯対策基本計画での記述

○除排雪の体制の整備

- 4 基本計画の内容
 - I 豪雪地帯に関する事項
 - (3)生活環境施設等の整備に関する事項
 - キ 雪処理の担い手の確保(参考資料2 P13)

地域コミュニティの機能強化などにより、高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、広域からの雪処理の担い手を円滑に受け入れられるような、受け皿機能の組織、コーディネーターの養成に向けた取組の推進に努める。

また、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために建設業団体等との連携を図る。

なお、地域の関係者の意見や提案を十分踏まえた取組が必要である。

○冬期道路交通の確保

- 4 基本計画の内容
 - I 豪雪地帯に関する事項
 - (1)交通、通信等の確保に関する事項
 - ア 道路交通の確保(除雪体制の整備等)(参考資料2 P3)
 - (ウ) これらの路線においては、各道路管理者間で整合性のとれた除雪体制(除雪機械、人員及び施設)の整備・強化を図り、除雪事業の効率的な実施に努める。また、除雪作業の一層の効率化等のため、道路管理者等関係機関相互の情報共有の強化を図ることとし、豪雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置し、道路交通の確保に努める。

○空き家に係る除排雪等の管理の確保

【現行の豪雪地帯対策基本計画に記述なし】

○雪冷熱エネルギーの活用促進

- 4 基本計画の内容
 - I 豪雪地帯に関する事項
 - (2)農林業等地域産業の振興に関する事項
 - ア 農業の振興等(先端技術の利用等)(参考資料2 P7)
 - (ウ) (略)雪や氷の冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の農業技術の開発・普及を図る。
- ～中略～
- (3)生活環境施設等の整備に関する事項
 - オ 居住環境の向上(雪氷冷熱エネルギー等の利用)(参考資料2 P12)
 - (オ) 雪氷冷熱エネルギーを利用した冷房システムや、木質資源を熱源とする暖房等、雪国が持つ豊富なエネルギーを利用する技術の開発・普及を進める。
- ～中略～
- (5)雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項(調査研究内容の充実)(参考資料2 P15)
 - (イ) (略)近年の豪雪地帯を取り巻く情勢の変化に対応し、雪や氷の冷熱エネルギーの活用技術、酸性雪の環境への影響、省エネルギー型の消融雪技術等についても、調査研究を積極的に推進する。

資料構成

1. 除排雪の体制の整備

- 1-1. 共助による地域除雪の考え方
- 1-2. 共助による地域除雪の実施状況
- 1-3. 取り組み事例
 - (1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動
 - (2) 域内外のボランティア等、雪処理の担い手による協力
 - (3) 広域連携による雪処理の担い手確保及び情報交換等
 - (参考) 新潟県における雪処理担い手確保スキーム
- 1-4. 国の取組状況
 - (1) 共助による地域除雪の手引き
 - (2) 共助・公助による地域除雪の取組事例の紹介
 - (3) 雪害対策の普及啓発に活用可能なチラシデータ
 - (4) 地域維持型契約方式の活用
 - (5) 克雪体制推進調査等

2. 空き家に係る除排雪等の管理の確保

- 2-1. 市町村による空き家等の除雪等の考え方
- 2-2. 空き家等適正管理条例
 - (1) 条例等の制定状況
 - (2) 条例等の内容
 - (3) 実効性を担保する手段
- 2-3. 空き家等適正管理条例に基づく空き家等の除却事例
- 2-4. 国の取組状況
 - 空き家再生等推進事業

3. 雪冷熱エネルギーの活用促進

- 3-1. 雪冷熱利用の必要性・効果
- 3-2. 雪冷熱利用施設の整備状況
- 3-3. 国の取組状況
 - (1) 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
 - (2) 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金
 - (3) 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金による導入事例
 - (4) 青森市浪岡駅周辺地区における雪冷熱利用施設の整備事例

4. 冬期道路交通の確保

- 4-1. 降雪時における直轄国道の管理の考え方
- 4-2. 国の取組状況
 - 関係機関との連携強化

1 除排雪の体制の整備

1-1. 共助による地域除雪の考え方

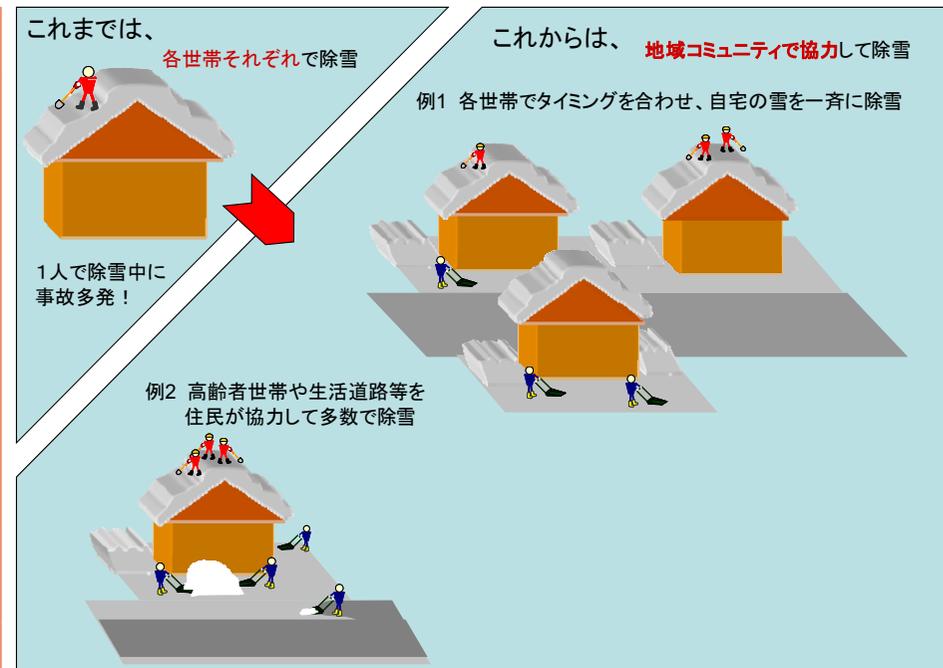
- 豪雪地帯は全国に比べて高齢化が進んでおり、とりわけ特別豪雪地帯においてその傾向が顕著にあることから、自ら除雪作業を行うことが困難な世帯が多い状況にある。そのため、自治会等地域コミュニティや近隣住民に頼り、助け合って雪処理を行う必要が生じている。

【共助による地域除雪の概要】

■「共助による地域除雪」とは

安全かつ効率的に雪処理を行うために、地域コミュニティ(自治会、町内会、集落等)において、手順やルールなどを定めた上で、住民(地域外の担い手含む)が協力しながら、時間を合わせて一緒に、

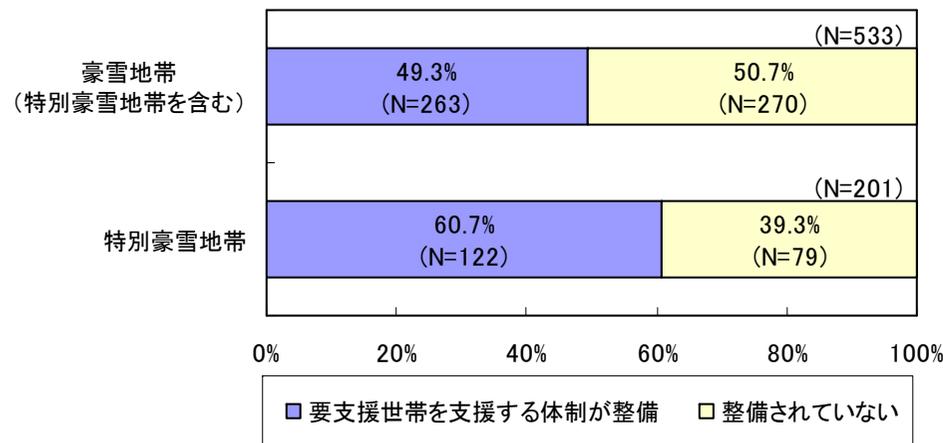
- 家屋及び家屋周辺
 - 歩道や生活道路などの公共空間
 - 公民館等の地域の共有施設
- などの除雪作業を行う取組。



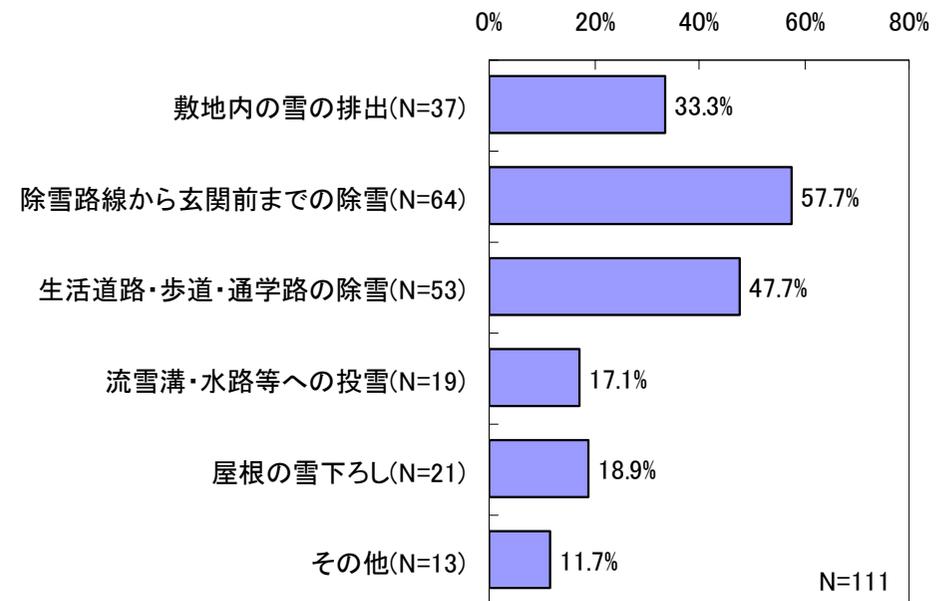
1-2. 共助による地域除雪の実施状況

- 豪雪地帯の市町村において共助による地域除雪を実施している地区があるのは263市町村(49.3%)、特別豪雪地帯では122市町村(60.7%)である。
- 除雪作業の内容は「除雪路線から玄関までの除雪」が64団体と最も多く、次いで「生活道路・歩道・通学路の除雪」となる。また、屋根の雪下ろしを実施している団体も21団体ある。

【豪雪地帯における共助による地域除雪の実施状況】



【除雪作業の内容】



(備考) 1 国土交通省「豪雪地帯基礎調査(H23年度)」による。

2 国土交通省「『雪処理の担い手の安全対策』に係るアンケート調査(H23年度)」による。

1-3. 取り組み事例 (2)域内外のボランティア等、雪処理の担い手による協力

◆雪処理の担い手育成システムの確立と普及

全国の降雪地域

- ・ NPO法人中越防災フロンティアでは、交流を通じて都市部の若者が雪かきの知識と技術を学ぶ「越後雪かき道場」を平成19年1月から運営している。

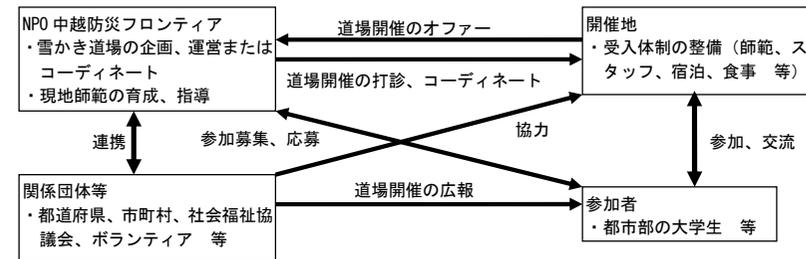
【取組の経緯】

- ・ 平成18年度国土施策創発調査を活用した「豪雪地帯における安心安全な地域づくりに関する調査」において、「除雪安全マニュアル(仮)」と「除雪ボランティア講習」の構想が提案された。
- ・ 構想をもとに、「新潟における安心安全な地域づくり検討部会」での協議等を踏まえて、除雪作業等のマニュアル化と「雪かき道場」の企画が進められ、平成19年1月に第1回越後雪かき道場を開催した。

【主な取組と成果】

- ・ 「越後雪かき道場」は雪に不慣れな若者等が豪雪地において地元のベテランから雪かきの知識と技術を学ぶ実践的な取組。
 - ・ 除雪方法・注意点等を「雪かき道越後流指南書」として発行している。
 - ・ 同NPOは参加者と地元の橋渡しを行いながら道場の開催をコーディネートし、実施にあたっては師範代として教育にあたる。
 - ・ プログラムは1泊2日で行われ、初日に安全講習、実技演習、交流会を行い、2日目に実践的な除雪講習を実施する。
 - ・ 道場では参加者の技能や経験に応じて3つのコースが設けられており、初級は地上の雪かき作業、中級は屋根の雪下ろし作業、上級は重機を使った除雪作業を行う。
 - ・ 品質を保証するため「越後雪かき道場」を商標登録している。
- ＜資金＞
- ・ 道場の参加費はテキスト代と保険加入料金を合わせて1000円。宿泊が伴う場合はそこに宿泊料金を加えた額となる。
 - ・ スタッフの交通費や指導者等への謝金、その他経費については、毎年官・民の補助事業などを活用して実施している。

【雪かき道場の仕組み(参照:中越防災フロンティア)】



【雪かき道場越後流指南書・プログラム例(出典:中越防災フロンティア)】



1日目	12:30	受付開始
	13:00	集合
		オリエンテーション
		座学(テキスト講習)
	14:30	実技演習(基礎)
	17:00	フリータイム
	19:00	地元住民の方と交流会
	21:00	宿泊
2日目	7:30	起床・朝食
	8:30	健康雪かき体操
	9:00	実技演習(実践)
	12:00	修了式
	12:30	昼食
	13:30	終了、解散

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
開催数	延べ5回 初級4回 中級1回	延べ10回 初級7回 中級1回 上級1回 キッズ1回	延べ6回 初級4回 中級1回 上級1回	延べ5回 初級4回 中級1回	延べ7回 初級5回 中級2回
修了者	108名	197名	115名	103名	109名

【今後の課題】

- ・ 活動の継続のためには一定の資金が必要だが、毎年補助金を確保できる保証はなく安定的な資金確保が課題。

1-3. 取り組み事例 (3) 広域連携による雪処理の担い手確保及び情報交換等

◆共助による地域除雪の実践と雪対策シンポジウムの開催 山形県尾花沢市

- 尾花沢市では平成15年度より克雪、利雪、親雪をテーマとした雪に関するシンポジウムが毎年開催されている。
- 平成20年度より「宮沢地区安全な雪下ろし実行委員会」が組織され、地域住民等の共助によって高齢者宅等の地域一斉除雪が毎年実施されている。
- 平成20年度より地元中学生による高齢者宅等の除雪ボランティアを毎年実施している。
- 平成22年度より仙台市の町内会と災害時相互協力協定を締結し、冬期に除雪支援を含めた交流活動を実施。

【取組の経緯】

- 平成15年11月にNEDOの補助事業を市が実施したことをきっかけに、市や地元団体、企業等で構成される尾花沢市民雪研究会を設立。以降、雪対策に関するシンポジウムを毎年1~2回開催。
- 平成19年度に県が雪下ろしに関するDVDを作成するにあたり、雪研究会に協力依頼したことをきっかけに宮沢地区雪プロジェクトを設立。
- 平成20年度に国土交通省の補助事業の導入をきっかけに地域の各種団体で構成される宮沢地区安全な雪下ろし実行委員会(右図参照)を設立。共助による地域除雪に取り組み始める。



【H23 雪対策シンポジウムin尾花沢中学】



【主な取組と成果】

- 平成20年度より地区住民が共同で高齢者宅等の除雪作業を実施。延べ5集落15軒の除雪支援を行っており、作業終了後は意見交換会を開催するなど、活動の改善と継続性の向上に努めている。
- 平成20年度より、社協や建設業協会の指導の下、地元中学生による高齢者宅等の除雪支援を実施。
- 災害時の相互協力の協定を結んでいる仙台市福住町町内会との除雪交流を平成22年度より実施。

主 体	主な役割
宮沢地区安全な雪下ろし実行委員会	実験の実施主体
宮沢地区区長会	まとめ役、各地域組織への協力要請、住民への周知
宮沢地区雪プロジェクト	安全管理係(当日作業の安全確保、声かけ、見守り)
宮沢翁塾	事務スタッフ
宮沢地区公民館	庶務、救護、会議場所の提供、安全帯等装備の管理
尾花沢市民雪研究会	本実験の企画、連絡調整窓口
市野々地区、岩谷沢地区	当日の地域除雪活動(口調が現場責任者兼安全管理係)
消防団	当日の交通誘導
尾花沢市(総務課・企画課・建設課)	会議への出席、記録(オブザーバー)
山形県(村上総合支庁北村上総務課)	会議への出席、資料印刷(オブザーバー)

出典:平成21年度 共助による地域除雪の手引き(国土交通省)

【今後の課題】

- 現在は市内の一定の地区で収まっている地域除雪の取組を、市内全域に広げていく必要がある。
- 一連の取組は、地域のリーダーが取りまとめているが、将来的にそれらの役割を担う後継者の育成も必要。
- 毎年関連する補助事業を活用しているが、今後恒常的な取り組みとするためにも補助制度の固定化が必要。

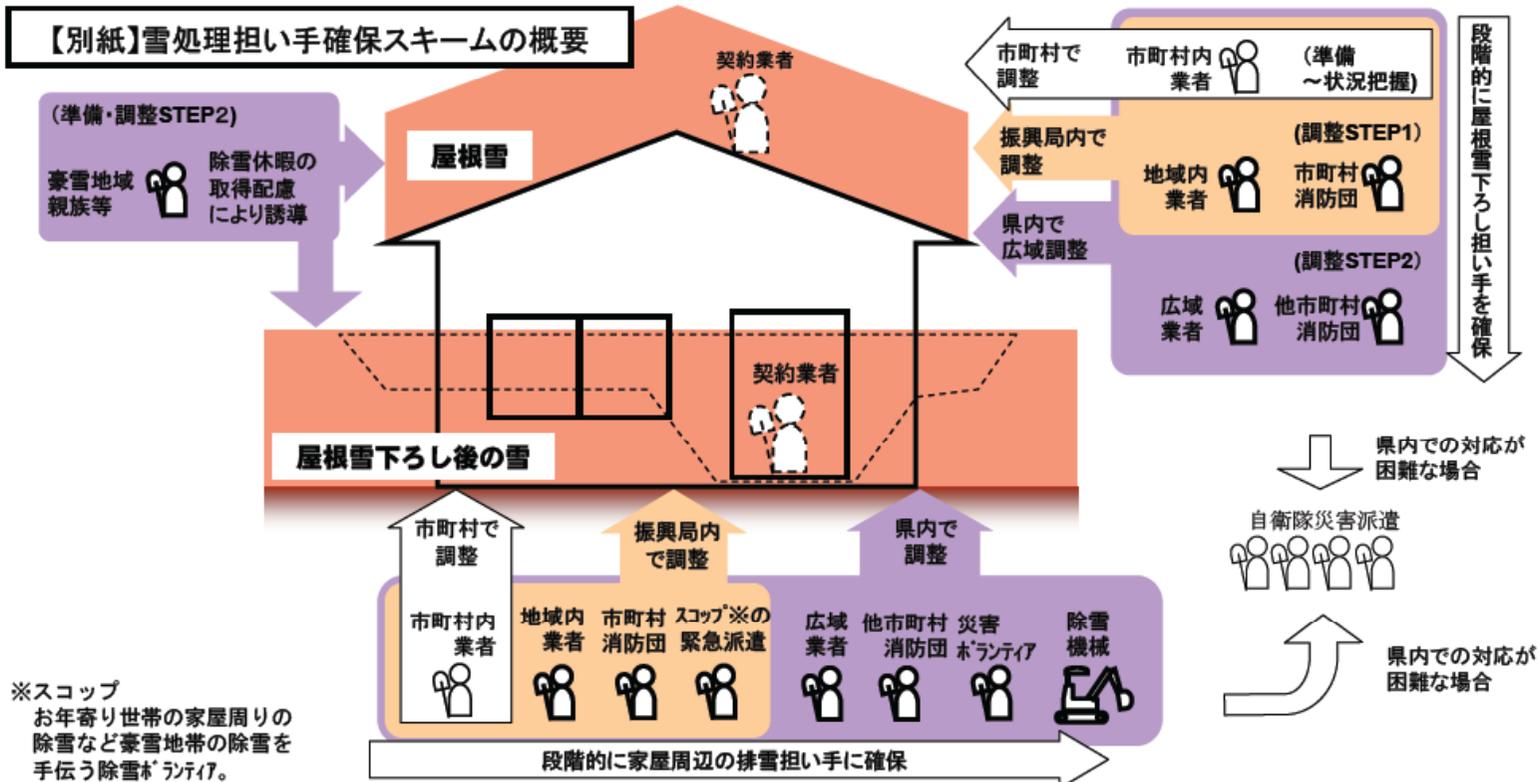
(参考) 新潟県における雪処理担い手確保スキーム

【趣旨】・H22年度冬期の連続的な降雪により屋根雪下ろしなど雪処理の担い手が不足する事態が発生。

・県では積雪期の必要な雪処理担い手を遅延なく確保するため、「雪処理担い手確保スキーム(基本的な仕組み)」を改めて整理の上、H23年度冬期より運用開始。



【別紙】雪処理担い手確保スキームの概要



1-4. 国の取組状況 (1)共助による地域除雪の手引き～安全・効率的な雪処理方策マニュアル～

背景

- ・平成18年豪雪 雪害による死者152人(戦後第2位)
4分の3が除雪作業中の事故
- ・豪雪地帯対策基本計画(H18.11変更) **地域コミュニティの機能強化により高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化**
- ・自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン(H20.4) **地域の助け合いで除雪できる体制の整備**
- ・雪害による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上を目指す検討会提言(H21.3) 雪処理に係る事故の効率的な対策として**共助による体制づくりを重視**

目的

- 行政担当者や地域のリーダー等を対象に作成
- ・共助による安全で効率的な雪処理方策の普及
 - ・共助による地域除雪の取組の推進
 - ・雪国における地域防災力の向上

期待される効果

- ・除雪中の事故防止、被害軽減
- ・連帯感の向上、地域防災力の強化
- ・雪処理の担い手の確保
- ・効率的な雪処理、道路交通の安全性向上 等

マニュアル策定の経過

- 平成20年度: 共助による地域除雪の先進事例調査
道府県・市町村への意見照会→マニュアル作成
- 平成21年度: 共助による地域除雪の試行実験(2箇所)
手順、内容、ポイントの検証→マニュアル改訂

平成24年度: 共助除雪の取組事例増加等をふまえ、
マニュアル改訂予定

マニュアルの構成

共助による地域除雪(地域一斉除雪など)の実証実験や先進的な取組等をもとに、背景、意義、実施手順、ポイント、事例などを提示。

はじめに

本書について

1. 背景と趣旨

- 平成18年豪雪・平成19年度冬期の犠牲者状況
- 豪雪地帯対策基本計画
- 雪害による犠牲者ゼロのための地域の防災力向上を目指す検討会の提言 等

2. 共助による地域除雪のすすめ

- 雪処理における自助・共助・公助
- 共助による地域除雪とは
- 共助による地域除雪のねらい
- 期待される効果

3. はじめよう、共助による地域除雪

(1)全体の流れ

(2)手順とポイント

- 実施を決定するまで
- 活動当日までの準備
- 当日の作業
- 活動後のまとめ

4. 事例から学ぶQ&A

5. 共助による地域除雪の事例紹介(全国13事例)

自宅の一斉除雪作業



共助による地域除雪活動の普及 → 安全安心な雪国へ(除雪作業中の事故の削減)

1-4. 国の取組状況 (2) 共助・公助による地域除雪の取組事例の紹介

- H22、23年大雪への対応の中から共助・公助による地域除雪の先進的な活動を行っている26事例を紹介する事例集を作成。
- 豪雪地帯の地方公共団体に送付するとともに、国土交通省、内閣府のホームページに公開。

【事例集の概要】

- 名称
共助・公助による地域除雪の取組事例
- 内容
地域組織、公的機関、民間団体による地域除雪等の先進的な活動事例を紹介(取組の経緯、取組内容・成果、課題等)
- 掲載事例数
26事例(各事例を1シートで紹介)

【取組主体の分類】

- ①地域の組織(自治会、集落、営農組織、学校、PTA等)
- ②公的機関(自治体職員、社会福祉協議会)
- ③民間団体(NPO法人)

【取組の分類】

- 要援護者への除雪支援
- 公共施設等の一斉除雪
- 学校による除雪ボランティアのコーディネート
- 広域的な除雪ボランティアのコーディネート
- 除雪ボランティアの受入れ
- 雪処理の担い手育成
- 官民協働の連絡体制の構築
- シンポジウム ・地域間連携 ・広域連携
- 除雪専門人材の確保 ・情報システムの活用
- 冬期移住

【事例集サンプル】

- 事例集は事例検索用のリストと、各事例の紹介シートから構成されている。

表紙

共助・公助による
地域除雪の取組事例

事例検索リスト

自治会・集落等が主体となった取組事例

1 自治会主体による有償除雪支援組織の運営

- 山形県との県境に位置する宮城県七ヶ宿町湯原地区では、自治会、消防と連携して「湯原地区雪害防止対策本部」による除雪活動が実施されている。

個別事例紹介
シート

【取組の経緯】

- 人口約300名、高齢化率約50%の湯原地区では、高齢化のため自力での除雪が不可能な世帯が増加。
- 平成18年の豪雪時には全国で雪に関する事故が増加、湯原地区では「絶対に地区内から事故を出さない出させない」をスローガンに「湯原地区雪害防止対策本部」を設置した。

【主な取組と成果】

- 湯原地区雪害防止対策本部が地区住民の除雪依頼の窓口として、主に作業員の派遣機能などを担っている。
- 【活動内容】
 - ①屋根の雪下ろし、②軒下の雪片付け、③幹線道路までの除排雪、④特に必要と認める施設の除雪。
 - 除雪にあたっては重機を使用した効率的な除雪を実施。
- 【作業委託料金】
 - 作業を委託する世帯は1000円/30分を負担する。
- 【運営経費】
 - 自治会特別会計等からの拠出により、基金を造成している。
 - 重機等の燃料費等はこの基金から支払われる。

【除雪の様子(出典:地域力創造事例集)】



【活動の流れ(参照:七ヶ宿町資料)】



【今後の課題】

- 重機オペレーターは農業者や自営業者が中心であり、今後の若い世代のオペレーター育成が不可欠。

1-4. 国の取組状況 (3) 雪害対策の普及啓発に活用可能なチラシデータ

- H22年度の大雪による死傷事故の分析等をふまえ、国土交通省、内閣府が作成。
- 市町村等が自由に活用できるように、国土交通省、内閣府のホームページ上にPPTファイルとして公開。

よくある除雪作業中の事故とその対策

昨冬の豪雪による死者の66%は高齢者 82%は除雪作業中でした

(年齢65歳以上)

一人での除雪作業は危険です！ 地域一斉の雪下ろしなど 除雪は必ず2人以上で！

- 屋根からの転落による死者41%
→ 安全帯・命綱とヘルメット、すべりにくい靴(厚底は避ける)を着用しよう！
→ 命綱は使う前によく点検！
→ スノーダンプは小回りのきくものを使おう！

- 屋根からの落雪による死者17%
→ 新雪や晴れの日雪のゆるみに注意！
→ 携帯電話を持って！
→ 家族・隣近所に声をかけながら！

- 除雪機に巻き込まれた死者5%
→ 雪詰まりの処理はエンジンを切ってから！

- 水路への転落による死者10%
→ 水路への雪捨ての最中滑らないように注意！

- 屋根からの転落事故の32%は、はしごから
→ はしごは必ず固定！
→ はしごから屋根への移動時は特に注意！

- 転落死者のうち51%が地面に強打
→ 建物の周りに雪を残して雪降ろし！

- 除雪作業中の発作による死者8%
→ 疲労時は作業しない！

- 転落死者のうち60%が1階の屋根から
→ 低い屋根でも油断しない！

命を守る除雪中の事故防止10箇条

- ✓ 作業は家族、となり近所にも声をかけて2人以上で！
- ✓ 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- ✓ 晴れの日はどよ注意、屋根の雪がゆるんで！
- ✓ はしごの固定を忘れずに！
- ✓ エンジンを持ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き

- ✓ 低い屋根でも油断は禁物！
- ✓ 作業開始直後と使ったところは特に慎重に！
- ✓ 面倒でも命綱とヘルメットを！
- ✓ 命綱、除雪機など用具はこまめに平入れ・点検を！
- ✓ 作業のときには携帯電話を持っていく！

空き家の除雪が行われず、危険な状態になっている場合には、法律*の定めに基づき市町村長の判断で雪下ろしを行うことが可能です。お困りの際は市町村に問い合わせ下さい。

*災害対策基本法第64条第1項

作成：内閣府災害予防担当 03-3501-6996 / 国土交通省国土政策局地方振興課 03-5253-8044
 「雪害対策のページ」 <http://www.housha.go.jp/etsuuga/index.html>
 「豪雪地帯対策のページ」 http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_cchi_tel_000010.html

安全な除雪作業をするためのチェックリスト ～あなたは除雪のときにどんな備えをしていますか？～

☑ それぞれの項目にチェックしてください

【安全な服装を！】

- ☐ ヘルメットを正しく着用していますか？
- ☐ 着ぶくれしないで動きやすい服装で作業していますか？
- ☐ 長靴は厚底ではなく、足裏の感覚がわかるものですか？
- ☐ すべりにくい防寒性のゴム手袋(突起付き)を使用していますか？
- ☐ 作業時に携帯電話を持参していますか？

【命綱・安全帯を使いましょう！】

- ☐ 命綱にはザイルや麻ロープを使っていますか？トラロープ(標識ロープ)はすべりにくいので使わないようにしましょう。
- ☐ 命綱を固定するには、専用のアンカーを使う、反対側の柱に結ぶなど、状況に応じて工夫していますか？
- ☐ 命綱を体に固定するため、安全帯など幅広いものを使っていますか？
- ☐ 命綱は正しく結んでいますか？
- ☐ 命綱は屋根の上で止まる長さで調整していますか？
- ※ 命綱は正しく使用しないと逆に危険です。

【はしごはしっかり固定しましょう！】

- ☐ 転倒防止のため、はしごの足元をしっかりと固め、上部をロープ等で固定していますか？
- ☐ 長さは軒先より60cm以上高くしていますか？
- ☐ 屋根に対してまっすぐに、決められた角度で立てかけていますか？(斜めに立てかけない)
- ☐ はしごの昇り降りには特に注意していますか？

【使いやすい除雪道具を！】

- ☐ 軽くて雪が付きにくいアルミ製スコップやスノーダンプを使っていますか？
- ☐ スノーダンプは小回りのきくものを使っていますか？
- ☐ 雪が付きにくくなるスプレー・ワックスを利用していますか？

【足場には特に注意！】

- ☐ 落雪に巻き込まれないように、上から雪下ろしをしていますか？
- ☐ 足場を注意深く作っていますか？
- ☐ 軒先の作業は危険です。雪止めより下には足場を作らないようにしていますか？
- ☐ 滑りにくくするため厚さ20cm程度の雪を残して作業していますか？
- ☐ 軒先の雪は作業の最後に落とすようになっていますか？
- ☐ 軒下の人や電線にも注意して作業していますか？
- ☐ 窓からのつらら落しは十分長い棒でこまめにしていますか？

【屋根の雪のゆるみに注意！】

- ☐ 暖かい日の午後は特に注意して作業を行っていますか？
- ☐ 雪解け水の様子に注意して作業を行っていますか？

あなたの除雪作業安全度(チェックの数をご記入ください) / 30

【除雪のいない靄雪住宅を検討しよう！】

住宅の靄雪化への補助等を行っている市町村もありますので、支援内容については各市町村の住宅担当へお問い合わせ下さい。

靄雪式住宅

落雪式住宅

フッ素加工の屋根にみわせび雪床式化した自然降雪構造住宅

1-4. 国の取組状況 (4)地域維持型契約方式の活用

- 除雪等の地域維持事業の担い手である建設企業の持続的な体制確保のため、入札契約制度に地域維持型契約方式を導入。

地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用

(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化

(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ

(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ

(A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

1-4. 国の取組状況 (5) 克雪体制推進調査等

- ・豪雪地帯対策を総合的・計画的に推進し、地域の発展と住民生活向上を図るため豪雪地帯の現状と課題を把握
- ・各地域に適した克雪住宅整備と克雪体制を組み合わせた効果的な雪処理方策について検討等を行い、取組を全国へ普及・展開

基礎調査の実施

調査内容

<毎年度調査>

- ・雪に関する観測結果、雪害の状況、道路の防除雪の状況、親雪・利雪の状況、克雪体制の整備状況等を調査

<特定調査(近年における降雪状況・地域特性分析調査)>

- ・従来とは異なる近年の雪の降り方が、少子高齢化が進行する雪国の生活や社会に及ぼす影響度合いを把握するために、降雪量と大雪が地域社会に与える経済的損失や生活に与える影響との関係を定量的に分析し、国が実施する対策について検討を行うための基礎資料をとりまとめる。

克雪体制推進調査の実施

克雪体制整備に関わる多様な主体による先導的な取組の推進、及びそれと一体となった克雪住宅整備方策の普及を図るため、国は、実効性、継続性等の観点から総合的に検証、**効果的・効率的な克雪体制の手法を確立し、全国に紹介し普及・展開**を図ることが必要。さらに、地域の実情に応じたきめ細やかな**市町村雪対策計画の策定を促進**し、克雪体制推進と克雪住宅整備について計画的・効果的に進めることが必要。

(1) 克雪住宅整備方策検討調査

○豪雪地帯の**克雪住宅等の整備普及状況**について、自治体やメーカーに対して**実態調査**(施設内容、整備費、維持管理費、効果、支援制度等)を実施し、**各地域に適した克雪住宅整備と克雪体制を組み合わせた効果的な雪処理方策**について検討

(2) 克雪体制推進調査(冬期の住まい方方策等調査)

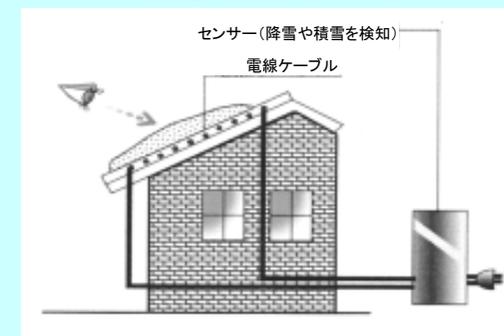
○**冬期の住まい方方策**等による克雪体制推進について、**実効性のある地域に即した取組について実証的に調査**を実施。

H23～H24の2カ年で調査検討実施(現地の実証調査によって得られたデータを収集し、それをもとに効果検証、手法確立等を実施)

(3) 市町村雪対策計画策定指針改定のための調査

○(1)、(2)の成果を基に地域防災力や屋根融雪等克雪住宅整備に関する内容の充実等を図るための調査を実施

【融雪式住宅のイメージ】



【冬期の住まい方の取組例】



冬期居住施設
(元教員住宅)

保健師訪問による健康診断

2 空き家に係る除排雪等の管理の確保

2-1. 市町村による空き家等の除雪等の考え方

【基本的な考え方】

- ・民間所有の空き家等は市町村の管理権限の及ばない財産。基本的には所有者自らの責任において管理すべき
- ・しかし、「所有者・相続人等不明」、「所有者に積極的な管理意志無し」等、適正な管理が行われない空き家等が存在。生活環境悪化や安全な生活への支障が生じるケースが発生
- ・市町村としては、平時から所有者を特定し、所有者の責任において除雪等を実施させる取組を行うことが必要。そのような取組にもかかわらず、空き家等に関する対応が必要となる場合には、以下の対策が実施可能

除雪について	空き家等の除却等について	空き家等が既に倒壊した場合について
<p>○災害対策基本法第64条第1項(応急公用負担等) (条件) ・災害が発生し又は、まさに発生しようとしている場合はであり、かつ、応急措置を実施するため緊急の必要があると市町村長が認めた場合 (対応内容) ・市町村長の判断で雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能</p> <p>○災害救助法 (条件) ・空き家等の管理者が不明であったり、管理者自らの資力では除雪を行えない等により、倒壊して隣接する住家に被害が生じるおそれがある場合 ・都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合 (対応内容) ・災害救助法に基づく障害物の除去として除雪が可能 ・後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除雪に要した経費を請求することが原則</p>	<p>○空き家等適正管理条例 (条件) ・市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合 (対応内容) ・空き家等の除却等の措置命令や行政代執行による除却の取組</p> <p>○社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業) (条件) ・産炭等地域、過疎地域 ただし、平成25年までは以下のとおり。 ・除却事業:産炭等地域、過疎地域、過去5年間(H17国勢調査)において人口の減少が認められる市町村 ・活用事業:全国の区域 (対応内容) 市町村が行う以下の取組に対する国の補助 ・不良住宅又は空き家住宅の除却 ・空き家住宅又は空き建築物の活用</p>	<p>○空き家等適正管理条例 (条件) ・市町村が、空き家等の適正な管理を図るための条例を制定した場合 (対応内容) ・倒壊した建物の措置命令や行政代執行による倒壊物件の除却の取組</p> <p>○災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 (条件) ・豪雪による家屋の倒壊により廃棄物となったものの除却については、災害に起因するものであり、市町村による処理が特に必要であると認められる場合 (対応内容) ・豪雪による家屋の倒壊による廃棄物となったものの除去について、国の補助が活用可能</p> <p>○災害救助法 (条件) ・都道府県知事が当該市町村に災害救助法を適用した場合 ・空き家等が既に倒壊した場合でも、一部残存した部分が近隣の住民の生命又は身体に危険をおよぼすおそれがあると認められ、市町村が自ら必要な措置を行った場合 (対応内容) ・災害救助法に基づく障害物の除去として、国庫補助の対象として除雪が可能 ・後日、空き家等の所有者が判明した場合は、所有者に除雪に要した経費を請求することが原則</p>

※H24.3「大雪に対する防災力の向上方策検討会報告書－豪雪地域の防災力向上に向けて－」から、関係部分を要約

2-2. 空き家等適正管理条例 (1) 条例等の制定状況

- 空き家等管理に係る条例等は、ここ1~2年の間に多数制定されている。条例の主な目的としては「防災・防犯」、「まちづくり」、「景観」の3つに大別される。

目的	防災・防犯	まちづくり	景観
豪雪地帯	<ul style="list-style-type: none"> ○滝川市空き家等の適正管理に関する条例【H24.4.1】 ○横手市空き家等の適正管理に関する条例【H24.1.1】 ○大仙市空き家等の適正管理に関する条例【H24.1.1】 ○美郷町空き家等の適正管理に関する条例【H24.1.1】 	<ul style="list-style-type: none"> ○松江市空き家を生かした魅力あるまちづくり及びまちなか居住促進に関する条例【H23.10.1】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニセコ町廃屋撤去促進事業補助要綱【H14.8.1】 ○白馬村廃屋対策事業補助金交付要綱【H19.4.1】
非豪雪地帯	<ul style="list-style-type: none"> ○所沢市空き家等の適正管理に関する条例【H22.10.1】 ○ふじみ野市空き家等適正管理に関する条例【H23.4.1】 ○松戸市空き家等の適正管理に関する条例【H24.4.1】 ○足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例【H23.11.1】 		<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例【H24.1.1】(和歌山県)

【】条例施行年月日

(備考) 国土交通省、内閣府「地域防災力向上方策に関する調査」による。

2-2. 空き家等適正管理条例 (2) 条例等の内容

- ・ 防災・防犯目的の条例のうち、「代執行」を盛り込んでいる自治体は滝川市、大仙市、美郷町である。
- ・ 「助成(※)」を盛り込んでいる自治体は大仙市と足立区である。 ※助言・指導・勧告に従って措置を講ずるものに補助金を交付

	滝川市	横手市	大仙市	美郷町	所沢市	ふじみ野市	松戸市	足立区
目的	○	○	○	○	○	○	○	○
定義	○	○	○	○	○	○	○	○
民事による解決との関係	—	—	○	—	—	—	—	—
所有者等の責務/空き家等の適正管理	○	○	○	○	○	○	○	○
空き家等の情報提供	○	○	○	○	○	○	○	—
実態調査(立入は行わず、外観等調査)	—	○	○	○	○	○	○	○
立ち入り調査	○	○	○	○	○	○	○	○
助言	○	○	○	○	○	○	○	—
指導	○	○	○	○	○	○	○	○
勧告	○	○	○	○	○	○	○	○
助成	—	—	○	—	—	—	—	○
公表	○	○	○	○	○	○	○	—
命令	○	○	○	○	○	○	○	—
行政代執行	○	—	○	○	—	—	—	—
関係行政機関等との連携/協力依頼	○	○	○	○	○	○	○	○
委任	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急安全阻措置、足立区老朽家屋等審議会、 審議会の組織、会長の選任及び権限、審議 会の運営、守秘義務	—	—	—	—	—	—	—	○

2-2. 空き家等適正管理条例 (3)実効性を担保する手段

- 空き家等管理の実効性を持たせるため、「氏名公表」の他、「補助金の交付」、「行政代執行」の規定を設けている地方公共団体もある。

氏名公表	補助金	行政代執行
<p>(公表) 第8条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく<u>命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表</u>することができる。</p> <p>(1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 命令の対象である空き家等の所在地</p> <p>(3) 命令の内容</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>出典：所沢市空き家等の適正管理に関する条例</p>	<p>(補助金の交付) 第6条 市は、条例第10条の規定に基づき、大仙市補助金等の適正に関する条例(平成17年大仙市規則第62号)及びこの規則に定めるところにより、条例第8条の助言若しくは指導又は条例第9条の勧告に従って<u>措置を講ずるものに補助金を交付</u>する。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。</p> <p>(省略：所得制限の記載) 前項の補助金の額は、<u>50万円を限度</u>として、次に掲げる措置に要する費用の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 建物等除去</p> <p>(2) 廃材等運搬及び処理</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が助言し、指導し、若しくは勧告し、又は特に必要と認められた措置</p> <p>(後略)</p> <p>出典：大仙市空き家等の適正管理に関する条例施行規則</p>	<p>(行政代執行) 第9条 市長は、第6条の規定による命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に定めるところにより、<u>自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収</u>することができる。</p> <p>出典：滝川市空き家等の適正管理に関する条例</p>
<p>●上記以外の導入市町村例 滝川市、横手市、大仙市、美郷町、ふじみ野市、松戸市</p>	<p>●上記以外の導入市町村例 足立区</p>	<p>●上記以外の導入市町村例 大仙市、美郷町</p>

2-3. 空き家等適正管理条例に基づく空き家等の除却事例

- 大仙市では、H23年3月に、空き家等の適正管理に関する条例に基づき、行政代執行による空き家等の除却が実施された。

【空き家等の解体の概要】

秋田県大仙市では、H24年1月1日から施行された「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、H24年3月5日から30日までの間で、行政代執行により、空き家5棟の解体を進めている。

3月12日現在、5棟のうち4棟までの解体が終了しており、残り1棟は3月13日から15日にかけて解体し、その後は廃材の撤去等を進める予定である。

解体撤去費用の概算額178万5千円は、4月以降に所有者に請求する。

【空き家等の概要】

- 空き家等の種類：元事務所、物置、車庫等の5棟
- 所有者：1名
- 場所：小学校に隣接した場所

大仙市総務部総合防災課ヒアリング結果より作成

【行政代執行の手続きの流れ】

H24.2.22	行政代執行戒告(1週間)
H24.3.1	行政代執行令書(本人手渡し)
H24.3.5~3.30	行政代執行実施
H24.3.30	解体撤去費用確定
H24.4以降	所有者への費用請求



代執行宣言



解体工事着手



解体工事中



解体終了

2-4. 国の取組状況

空き家再生等推進事業

●活用事業タイプ

空き家住宅・空き建築物を改修・活用して、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図る



【奈良県五條市】

町家を滞在体験型観光施設として活用



【広島県庄原市】

三軒続きの長屋住宅を交流・展示・観光施設として活用

●除却事業タイプ

不良住宅・空き家住宅を除却して、防災性や防犯性を向上させる



【福井県越前町】

老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用

空き家再生等推進事業の特徴

1. 「活用事業タイプ」は全国、「除却事業タイプ」は人口減少市町村において実施可能（平成25年度までの措置）
2. 社会資本整備総合交付金の基幹事業
3. 1戸・1棟から事業可能
4. 国費負担割合が1/2
5. 地方公共団体が補助する場合は民間事業も補助対象
6. 空き家等の取得費（用地費は除く）や所有者を特定するための経費も補助対象
7. 「活用事業タイプ」は、空き家住宅だけでなく、空き建築物（廃校舎や空き庁舎等）も対象

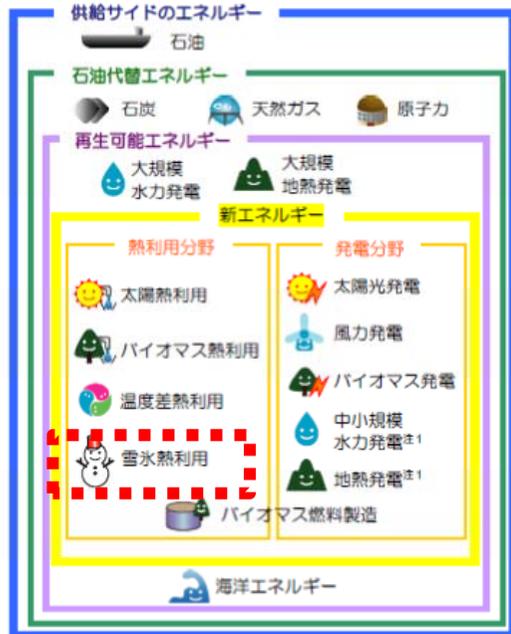
3 雪冷熱エネルギーの活用促進

3-1. 雪冷熱利用の必要性・効果

- 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において「雪氷熱利用」は新エネルギーに位置づけられており、国が積極的に導入促進を図っている。
- 東日本大震災後、再生可能エネルギー導入を推進する取組が広がっている。

【雪氷熱エネルギーの位置づけ】

【東日本大震災後の再生可能エネルギーに関する新聞報道】



この部分については、著作権の処理が
未完了のため、公開できません

(備考) NEDO「新エネルギーガイドブック
2008」による。

3-1. 雪冷熱利用の必要性・効果

- 雪冷熱エネルギーを利用した冷蔵については、省エネルギー効果のほか、農産物の収穫増、糖度増加、鮮度保持、ブランド力向上等の効果も期待されている。

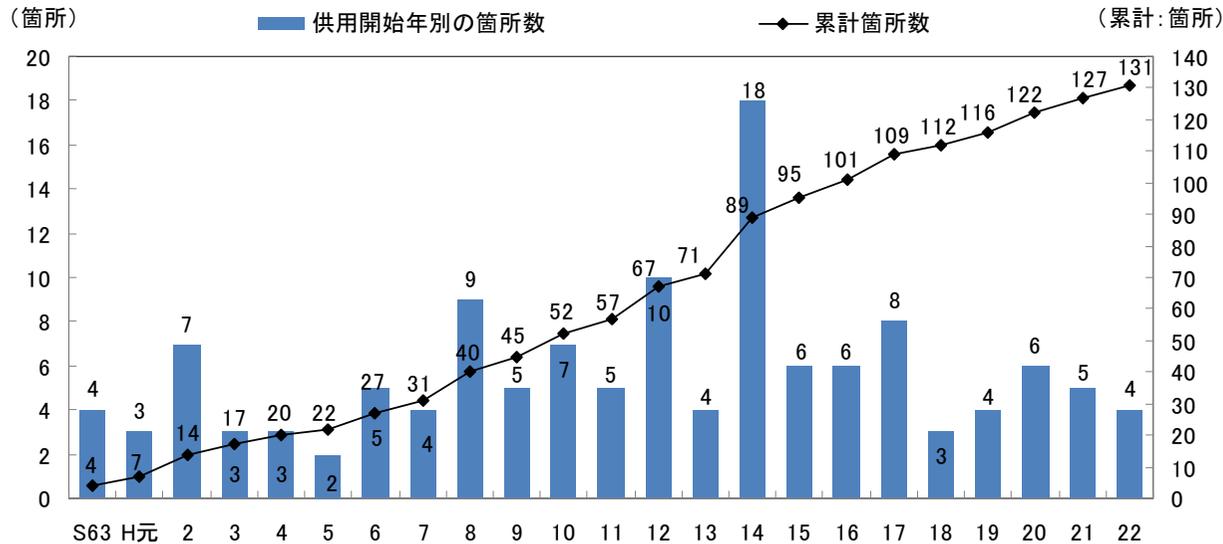
【雪冷熱利用施設の効果等に係る新聞報道】

この部分については、著作権の処理が
未完了のため、公開できません

3-2. 雪冷熱利用施設の整備状況

- 雪冷熱利用施設は毎年数カ所から10カ所程度の整備実績がある。
- H22年度時点の施設数の累計は131箇所となっている。

【雪冷熱利用施設の整備件数の推移】



(備考) 国土交通省「豪雪地帯基礎調査」等による。

【雪冷熱利用の農産物貯蔵施設
(北海道沼田町)】



【雪冷熱利用の公共施設[小学校](新潟県上越市)】



【雪冷熱利用の個人住宅
(新潟県十日町市)】



【雪冷熱利用の集合住宅
(北海道美唄市)】



(備考) 写真は全て、経済産業省「雪氷エネルギー活用事例集4」による。

3-3. 国の取組状況 (1)官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査)

【所管】国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

【趣旨】

各地域の個性や強みを活かした自発的な地域づくりにより、特色ある地域の成長を図るためには、官民が連携し、民間の投資や活動の効果を最大限に引き出して、民間の設備投資等と基盤整備を一体的に行うことが必要である。

- このため、地方公共団体が行う社会基盤整備について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく、構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を推進するための調査経費を支援する。
- また、東日本大震災を教訓に、災害時に孤立する恐れのある地域等において、再生可能エネルギーを用いて電力の確保等を図るために必要な経費を支援する。⇒**雪冷熱エネルギーの活用促進について活用可能(平成24年度新規)**

【対象事業等】

- (1) 民間の設備投資等と一体的な基盤整備により、優れた効果の発現や効率性が期待できる基盤整備事業(道路、海岸、河川、港湾、公園、鉄道、空港等公共土木施設)についての
 - ・ その事業化に向けた必要な検討(基礎データ収集、需要予測、概略設計等)〈調査費〉
- (2) 官民が連携し、地域の防災力向上(災害時の電力確保等による減災対策)を図るための
 - ・ 公共土木施設への再生可能エネルギー導入に必要な検討〈調査費〉
 - ・ 公共土木施設への再生可能エネルギー導入に係る(設備の設置を伴う)実証〈実証実験〉

【配分先・補助率】

配分先: 地方公共団体 (都道府県・市町村等)
補助率: 1/2

注: 公共土木施設には、市庁舎・公営住宅・学校・病院等の施設は含まず、本調査費の対象外です

具体イメージ

(1) 基盤整備事業の事業化検討調査例

- ・ 海外からの大型クルーズ船の就航と合わせ、港湾施設の整備や周辺道路、標識や案内看板等の整備に向け、基礎データ収集、需要予測、配置計画の検討を行う



(2) 再生可能エネルギー導入に係る調査及び実証実験例

○ 再生可能エネルギー施設等の組合せの検証

- ・ 都市公園に太陽光パネル等を設置し、発電量の実測値を収集。最適な組み合わせの検証や、今後導入を進めるにあたっての課題を検証する。(太陽光、蓄電池等のメーカー、大学等と連携)



○ 電力融通の検証

- ・ 公共土木施設に充電インフラを導入し、次世代自動車搭載蓄電池を活用した公共土木施設向け電力供給の可能性を実証する。(自動車メーカー等と連携)

3-3. 国の取組状況 (2)再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金

【所管】資源エネルギー庁新エネルギー対策課

事業の内容

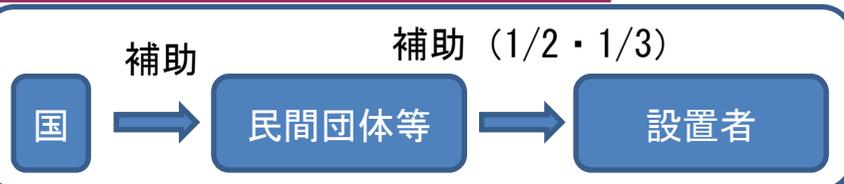
事業の概要・目的

○再生可能エネルギーの中でも、太陽熱やバイオマス熱等の熱利用については、給湯や冷暖房等で活用されていますが、その導入は必ずしも進んでいるとは言えません。特に、2020年の再生可能エネルギーの導入目標の達成のためにも、発電分野だけでなく、熱利用分野での導入拡大は非常に重要です。

○熱利用分野の大きな課題は導入コストが高いことであり、そのコストをいかに下げるかが導入拡大に重要なことです。

○本事業により、例えば木質チップバイオマス熱供給設備を地方自治体の庁舎等の公共施設へ、また太陽熱給湯システムを民間事業者のチェーン店舗へ等、波及効果の期待できる案件を中心に熱利用設備等の導入に対して支援を行い、導入の拡大を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

○再生可能エネルギー熱利用の内訳

- ・太陽熱利用
- ・地中熱利用
- ・温度差エネルギー利用
- ・バイオマス熱利用
- ・雪氷熱利用
- ・バイオマス燃料製造



太陽熱利用

バイオマス熱利用

雪氷熱利用

出典：NEDO太陽熱FT
業務報告書

出典：NEDO新エネ
ガイドブック

出典：NEDO新エネ
ガイドブック

○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

【補助率 1/2 以内】

— 地方自治体等による熱利用設備導入及び地方自治体と連携して行う熱利用設備導入に対して補助を行います。

○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

【補助率 1/3 以内】

— 民間事業者による熱利用設備導入に対して補助を行います。

3-3. 国の取組状況 (3)再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金による導入事例

- 雪氷熱を含む新エネルギー等利用設備導入を加速化するため、地方自治体や民間事業者等による設備導入等を支援。
- これまでに21件の雪氷熱エネルギー利用設備に対する導入補助を実施。

岩の原葡萄園<雪エネルギー棟>

岩の原葡萄園は明治23年に日本で最初のワイン醸造所として川上善兵衛翁により創業され、ワインの低温発酵、熟成のために100年前より雪の活用に取組んでいたが、近代化に伴い雪室の利用は衰退していた。

平成16年度に雪エネルギー棟を新たに建設し、ワイン貯蔵庫(第二石蔵)の樽熟過程に雪氷冷熱エネルギーとして利用し、地域の新エネルギーとして積極的に利活用し又葡萄園の環境改善に寄与している。

所在地:上越市北方 完成年度:平成16年度
 施設規模:雪エネルギー棟/鉄骨コンクリート造床面積120㎡
 ワイン貯蔵庫/木造290㎡

雪エネルギー棟



ワイン貯蔵庫



東京航空局新千歳空港事務所・セントラルリーシングシステム(株)<雪山方式冷熱供給システム>

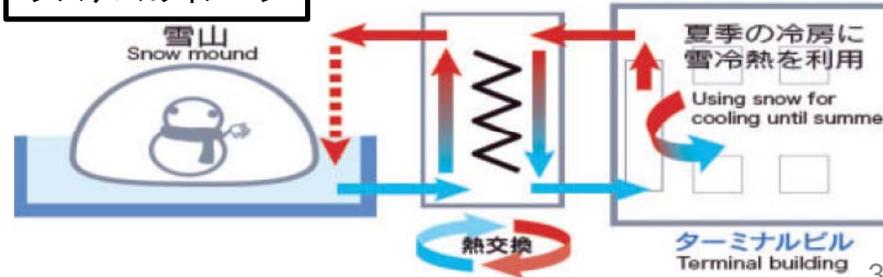
空港で除雪した雪を雪山として長期間保存し、空港で使用した防除雪氷材の河川への流出を防ぐことによりBODの上昇(水質汚染)を抑制することを第1の目的としている。BOD低減のために築造した雪山を活用し、融解した冷水を需要の多い千歳空港ターミナルビルへ供給して冷房の熱源とするシステムである。

所在地:北海道千歳市美々新千歳空港内
 完成年度:平成21年度
 施設規模:貯雪ピット(L100m×W200m×H2m)

貯雪風景



システムのイメージ



4 冬期道路交通の確保

4-1. 降雪時における直轄国道の管理の考え方

- H22年度冬期の大雪を踏まえて、直轄国道の管理については、**これまではできるだけ通行止め措置によらないよう**に交通の確保を図ってきたが、**今後は、異常な降雪時**において大型車の立ち往生等が発生した場合には、引き続き流入する交通による著しい渋滞を防ぐため、警察と連携の上、**早い段階で通行止め措置**を行い、除雪作業を集中的に実施することで、迅速に交通を確保することとした。
- 上記の考え方について、H23.2.25に国土交通省道路局国道・防災課長より関係機関に通知がなされた。

【降雪時における直轄国道の管理について】

- 平成22年12月から平成23年1月にかけて、異常な降雪により福島県内の国道49号、鳥取県内の国道9号及び福井県内の国道8号において、長時間にわたり多数の車両が道路上に滞留する状況が発生した。
- これまでも、冬期の道路交通の確保にあたっては、様々な取り組みを実施してきましたが、このたび、国土交通省と警察庁は、連携を図り、次の取り組みを実施することとした。
 - (1) 異常な降雪等において大型車の立ち往生等が発生した場合、引き続き流入する交通による著しい渋滞を防ぐため、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施することで迅速な交通の確保に努める。
 - (2) 降雪時には、道路交通情報の提供等を行った上で、現地での車両の確認措置を含むタイヤチェーン装着規制等の実施に努める。
 - (3) 直轄国道と高速自動車国道等が並行する区間においては、都道府県警察、各道路管理者が通行止めの措置に関する情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

(備考) 国土交通省報道発表資料に基づき加工した。

4-2. 国の取組状況 関係機関との連携強化

【北海道開発局における平成23年度冬期の除雪に向けた関係機関連携の取組】

関係機関との連携強化（広域）【継続】

■ 関係機関の幹部による「連絡会議」を開催し、今冬の各機関における除雪体制・方針等を確認・共有します。

- 昨冬前半の降雪状況を受け、関係機関の情報共有・連携強化を図るため、緊急的に「連絡会議」を立ち上げ、豪雪時の対応について確認・共有しました。
 - ・情報の相互共有 ⇒ 関係機関の被災状況、防災体制等を共有化
 - ・除雪作業等の連携 ⇒ 大雪時等の関係機関相互連携及び市町村への支援
 - ・道民への呼びかけ ⇒ 立ち往生に備えた留意事項の呼びかけ等



今冬も引き続き「連絡会議」を開催し豪雪に備えます。



第2回連絡会議（H23.1.20）

- 構成メンバー
 - ・北海道開発局長
 - ・北海道建設部土木局長
 - ・札幌市建設局雪対策室長
 - ・NEXCO東日本北海道支社管理事業部長

関係機関との連携強化（12地域）【継続】

■ 道路災害の被害拡大の防止を目的とした地方道路防災連絡協議会において、豪雪時対応が円滑に進むよう、実務レベルで各地域の課題や情報共有・連携体制等の意見交換を実施します。

○地方道路防災連絡協議会について

平成8年の豊浜トンネル崩落事故等を受けて、道路災害の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民・道路利用者等の地域防災関係機関、道路管理者の3者が互いに連携・協力しながらそれぞれの役割を果たす「地域防災パートナーシップ」の構築に取り組むこととして、現在12地域に「道路防災連絡協議会」が設立されております。

名称	開建
後志地方 河川・道路防災連絡協議会	小樽
渡島・檜山地方 道路防災連絡協議会	函館
網走地方 道路防災連絡協議会	網走
十勝地方 道路防災連絡協議会	帯広
日高地方 道路防災連絡協議会	室蘭
釧根地方 道路防災連絡協議会	釧路
留萌地方 道路防災連絡協議会	留萌
上川地方 道路防災連絡協議会	旭川
胆振地方 道路防災連絡協議会	室蘭
空知地方 道路防災連絡協議会	札幌
石狩地方 道路防災連絡協議会	札幌
宗谷地方 道路防災連絡協議会	稚内

○道路防災連絡協議会の事務内容

- ・地域防災協力体制の整備
- ・災害時等の情報伝達の充実
- ・地域の防災意識の高揚
- ・その他、道路防災の必要事項に関すること

○豪雪に関する意見交換内容

- ・除雪機械貸出支援体制の整備
- ・臨時雪堆積場の設定
- ・情報連絡本部設立についての検討
- ・豪雪時を想定した防災訓練、演習の実施 等

3